

令和 8 年 7 月 9 日 宣告

令和 8 年（う）第 1 4 0 号

主 文

本件控訴を棄却する。

5 当審における未決勾留日数中 5 0 日を原判決の刑に算入する。

理 由

1 弁護人の控訴趣意は、量刑不当の主張である。その論旨は、被告人を懲役 3 年 6 月（求刑：懲役 4 年 6 月）に処した原判決の量刑は重過ぎて不当である、というものである。

10 2 本件は、被告人が、福岡県糟屋郡内の小中学校の補助教員として採用されるに際し、有効な中学校教諭免許を取得しているように装うため、令和 3 年 3 月と令和 7 年 1 月の 2 回にわたり、採用手続の担当者に対し、岐阜県教育委員会作成名義の偽造の中学校教諭一種免許状の写し各 1 通を真正に成立したもののように装って提出して行使した、という事案である。

15 3 原判決は、「量刑の理由」において、要旨、次のとおり説示する。

被告人は、有効な教諭免許状を有せず、同種前科により 2 回も服役したのに、身勝手な考えから、最終刑を出所して僅か約 1 年 3 か月後に、町役場から委託を受けて特別支援教育支援員の募集をしていた会社の従業員に対し、偽造教諭免許状の写しを提出し（原判示第 1）、更にその約 4 年後、補助教員を募集していた別の町役場の担当者に対し、同様の偽造教諭免許状の写しを提出した（同第 2）のであって、この種犯罪に対する常習性は顕著であり、法を守る意識は著しく鈍っている。被告人が行使した偽造の教諭免許状の写しは、採用過程において誰も偽造であることに気付かないほどに精巧であり、現に被告人は小中学校の補助教員として採用されているから、公文書に対する信用を害した程度は大きい。

25 以上によれば、被告人の刑事責任には重いものがあり、被告人が各事実を認め、今後は学校教育に関わらない旨述べるなど、反省の態度を示していること、妹が出

延し、今後の監督を誓約していることなどの事情を考慮しても、懲役3年6月の実刑は免れない。

4 原判決の量刑事情の認定、評価に不当な点はなく、その量刑が重過ぎて不当であるとはいえない。

5 所論は、①原判決の指摘する常習性及び遵法意識の鈍麻は、再犯の危険性が高いことを推認させるものであるが、被告人は、今後、学校教育に関与しないと供述しており、被告人の年齢も踏まえれば、再犯可能性は相当程度減じているから、原判決は、常習性及び遵法意識の鈍麻について、過度に不利に斟酌している、②被告人の同種前科には、いずれも文書偽造が起訴の対象に含まれているが、それぞれ、懲
10 役1年4月、懲役2年6月であり、今回は文書偽造が含まれていないから、懲役3年6月というのは重過ぎる、という。

しかし、①（常習性及び遵法意識の鈍麻の点）について、常習性が認められ、遵法意識が鈍麻している点は、所論指摘のとおり、再犯の危険性の高さを推認させる面もあるが、むしろ、原判決が常習性或遵法意識の鈍麻が著しい旨説示するに当た
15 り、動機、前科関係、犯行態様に言及していることからすると、原判決は、同種前科があり、矯正指導を受けたにもかかわらず、再犯に及んだ点で、主として、責任非難の程度が高く、犯情が悪質であることを示す事情として指摘したものと考えられる。原判決が再犯の危険性の高さを推認させるものとして常習性或遵法意識の鈍麻を過度に不利に斟酌しているとはいえず、被告人の刑事責任には重いものがある
20 とした原判決の量刑判断は相当である。

②（文書偽造が含まれていない点）について、被告人の前科の事案は、いずれも、近接した時期における一連の教諭免許状等の偽造、行使であるのに対し、被告人は、これらの犯行により2回にわたり服役したにもかかわらず、以前の犯行時に偽造したものと同様の内容の偽造の教諭免許状の写しを使用して、前刑出所後約1年3か
25 月で原判示第1の行使に及んだだけでなく、この犯行を顧みることなく、その約4年後に原判示第2の行使にも及んでおり、異なる2回の機会に偽造文書の有する危

険性を現実化させているのであるから、前科の各犯行よりも強く非難することが不当とはいえず、懲役３年６月という量刑が犯情との均衡を失しているとはいえない。

5 なお、当審における事実取調べの結果によれば、原判決後、被告人が、１０万円の贖罪寄付をするなど、反省を深めていることが認められるが、これが原判決の量刑を変更する事情とまでにはならない。

論旨は理由がない。

5 よって、刑訴法３９６条、刑法２１条、刑訴法１８１条１項ただし書により、主文のとおり判決する。

令和８年７月９日

10 福岡高等裁判所第３刑事部

裁判長裁判官 平 塚 浩 司

裁判官 内 藤 恵 美 子

15 裁判官 檀 上 信 介